

## 東日本大震災緊急保証認定必要書類一覧（25年4月から）

足利市役所商工振興課 商業・金融担当

電話0284-20-2158

### 《（イ）添付書類》

- ① 認定申請書2部  
【市ホームページから取り出せます】
- ② 直近の決算書4表  
（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書）
- ③ 法人の場合：商業登記簿謄本  
（写しで可。事業開始年月日を確認するため。認定を初めて申請する場合に必要。5号認定とは別。）
- ④ 個人の場合：直近の確定申告書の写し  
（前回提出したものと同一期の申告書の場合は省略可。）  
（委任を受けて申請する場合、事業開始日を事業者によく確認すること。）
- ⑤ 金融機関に認定申請の手続きを委任する場合：委任状(震災緊急保証認定用)  
【市ホームページから取り出せます】
- ⑥ 震災緊急保証認定計算書（認定申請書添付用の様式。円単位で記入してください。）  
【市ホームページから取り出せます】
- ⑦ ⑥の計算書に記入された額が確認できる資料  
（月次損益計算書、元帳などの帳簿類、法人事業概況説明書の写しなど）

※必要に応じて、その他の書類を提出していただくことがあります。

※「震災の影響を受ける直前の同期」と比較して10%以上減少していること。

震災後一定期間経過後に震災の影響を受けた場合には、「震災の影響を受ける直前の同期」に該当する前年又は前々年同期の売上高等と比較を行うことになる。なお、最大でさかのぼっても平成22年1月以降を起算月とする3か月間となる。

※ 直近月の売上が確認できない場合、最大で6か月前から起算した3か月間で可。

例えば、4月に申請する場合、古くて10・11・12月だが、2月までの売上高のわかる資料が提出できる場合は、12・1・2月の売上高の比較となる。